

## 〔別 紙〕

## 様式1

事 業 報 告 書  
(自 令和6年1月9日 至 令和6年7月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 きぬた歯科
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  ■基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県姫路市飾磨区高町1-324
- (3) 設立認可年月日 令和5年12月1日
- (4) 設立登記年月日 令和6年1月9日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	衣田 圭宏	
理 事	衣田 悅子	
同	衣田 彩乃	
監 事	氏平 啓介	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	きぬた歯科	2834008068	兵庫県姫路市飾磨区高町1-324	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月25日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

様式2

法人名 医療法人社団 きぬた歯科

※医療法人整理番号 0 2 5 0 5

所在地 兵庫県姫路市飾磨区高町1-324

財産目録  
(令和6年7月31日現在)

1. 資産額	64,427千円
2. 負債額	37,731千円
3. 純資産額	26,696千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	62,531
B 固定資産	1,896
C 資産合計	(A+B) 64,427
D 負債合計	37,731
E 純資産	(C-D) 26,696

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 様式3-2

法人名 医療法人社団 きぬた歯科  
 所在地 兵庫県姫路市飾磨区高町1-324

※医療法人整理番号 0 2 5 0 5

貸 借 対 照 表  
 (令和 6 年 7 月 31 日現在)

(単位 : 千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	62,531	I 流動負債	37,731
II 固定資産	1,896	II 固定負債	0
1 有形固定資産	575	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	0	負債合計	37,731
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	1,321	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	16,000
		II 積立金 (うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	10,696
		純資産合計	26,696
資産合計	64,427	負債・純資産合計	64,427

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

## 様式 4-2

法人名 医療法人社団 きぬた歯科  
 所在地 兵庫県姫路市飾磨区高町1-324

※医療法人整理番号 0 2 5 0 5

損 益 計 算 書  
 (自 令和 6 年 1 月 9 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本來業務事業損益	
1 事 業 収 益	58,101
2 事 業 費 用	43,771
本來業務事業利益	14,330
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	0
2 事 業 費 用	0
附帯業務事業利益	0
事 業 利 益	14,330
II 事 業 外 収 益	68
III 事 業 外 費 用	0
經 常 利 益	14,398
IV 特 別 利 益	0
V 特 別 損 失	0
稅 引 前 当 期 純 利 益	14,398
法 人 稅 等	3,701
當 期 純 利 益	10,697

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

金額欄の「×××」に金額を記入し、不要な「×××」は削除すること。

様式5

法人名 医療法人社団 きぬた歯科  
所在地 兵庫県姫路市飾磨区高町1-324

※医療法人整理番号	0	2	5	0	5
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

## 様式 6

## 監事監査報告書

医療法人社団 きぬた歯科  
理事長 衣田 圭宏 殿

私は、医療法人社団きぬた歯科の令和6会計年度（令和6年1月9日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年9月25日  
医療法人社団きぬた歯科  
監事 氏平 啓介